

市有地を売却します

▶問合せ まちづくり課 区画整理係 (☎95-0130)

知立山土地区画整理事業区域内の市有地を一般競争入札で売却します。
 なお、一般競争入札の参加にあたっては、実施要領をご覧ください。

○売却物件

【所在地】山町大林地内 知立山土地区画整理事業仮換地6街区7番外4筆 (5筆一括での売却) (2555.13㎡)

※9月中旬に換地処分予定であるため、売却時は本換地となります。

【最低売却価格】

3億1千100万円

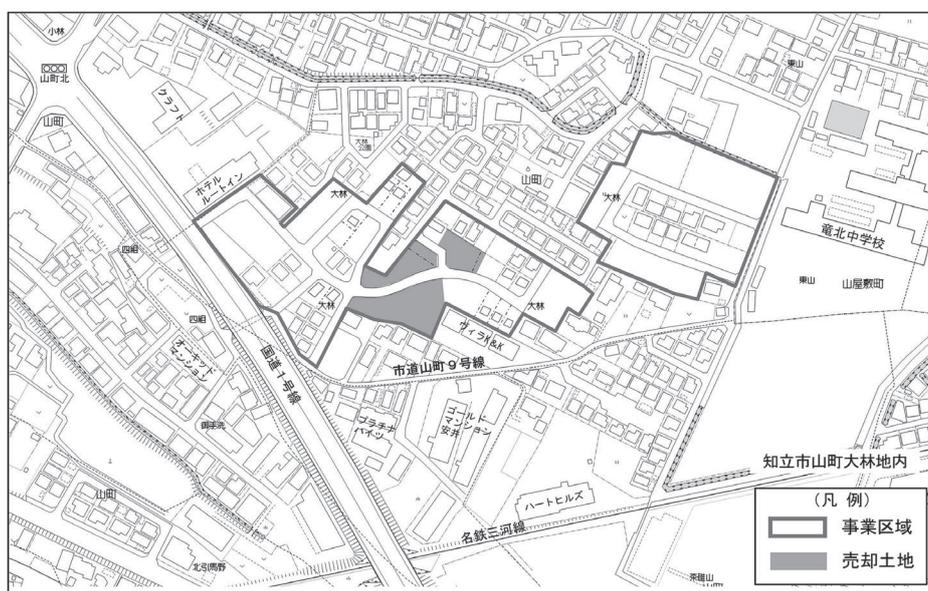
【入札受付日】

10月23日(水)~25日(金)

【入札日】10月29日(火)

○実施要領配布 9月2日(月)からまちづくり課 (23番窓口) で配布します。

※市ホームページにも掲載しています。



水道料金等改定のお知らせ

▶問合せ 水道課 料金係 (☎95-0132)

消費税率(国・地方)は、10月1日から10%(現行8%)に税率変更となります。これに伴い、水道料金・下水道使用料および受益者分担金については、次のとおり改定となりますので、ご理解をお願いします。なお、今回は消費税率のみの改定です。

○水道料金・下水道使用料の変更内容

- 新税率適用日 令和元年10月1日から
- 経過措置など 令和元年10月1日時点継続利用の人 10月、11月定期検針時は、原則として旧税率(8%)を適用

水道料金・下水道使用料の消費税率は、今回の改定により、原則として令和元年10月1日以降に検針した分から10%となりますが、10月1日以前から継続して水道・下水道をご利用のお客さまには、以下のような経過措置が適用されます。

○受益者分担金の変更内容 新税率適用日 令和元年10月1日受付分から

- 偶数月検針地域のお客さま：令和元年12月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和元年					令和2年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
10月検針分(消費税率8%)	水道ご利用期間		検針				
12月検針分(消費税率10%)			水道ご利用期間		検針		

- 奇数月検針地域のお客さま：令和2年1月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和元年				令和2年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
11月検針分(消費税率8%)		水道ご利用期間		検針			
1月検針分(消費税率10%)				水道ご利用期間		検針	

